鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則が施行されることに伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)の 認定等の事務処理権限区分を次のとおり定める。

区分	決裁権限
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
・計画の認定	
・計画の変更認定	
・計画の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)の地位の承継	色の承認 総合事務所長
・認定長期優良住宅の建築等についての報告の請求	委任
・認定計画実施者に対する改善措置命令	
・計画の認定の取消し	
・認定計画実施者に対する助言及び指導	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則	局長専決
・地域の実情を勘案した住宅の床面積の下限の算定	<b>一</b> 同長等沃

(2) 施行期日は、平成21年6月4日とする。